

平成18年6月9日

国土交通大臣から東日本旅客鉄道(株)との相互直通運転実施に関する営業構想の認定を受けました

相模鉄道株式会社

相模鉄道(株) (本社：横浜市西区、社長：及川陸郎) は、本日6月9日、国土交通省より神奈川県中部（海老名・湘南台駅）～横浜副都心（二俣川・鶴ヶ峰駅）～東京都心（渋谷・新宿駅方面）を結ぶ相互直通運転の実施に関する営業構想の大臣認定を受けました。

この構想は、都市鉄道等利便増進法に基づき認定申請していたもので、相鉄線西谷駅付近（横浜市保土ヶ谷区）とJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近（横浜市神奈川区）間に新設される約2.7kmの連絡線を活用し、相鉄線とJR線との相互直通運転を行うもので、運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた神奈川東部方面線の一部機能を有する路線となるものです。

今後、同法に基づき、当社は認定営業構想事業者として他の認定構想事業者と協議のうえ、速達性向上計画を国土交通省に認定申請する予定です。

大臣認定を受けた営業構想の概要は下記のとおりです。

記

1. 実施区域 相模鉄道本線西谷駅付近から、東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近まで

2. 事業内容

鉄道の種類	普通鉄道	
キロ程	約2.7km	
運行区間	海老名駅 ~	} 西谷駅付近 ~ 横浜羽沢駅付近 ~ (新宿方面を基本とする)
	湘南台駅 ~	

3. 整備効果の例

二俣川駅 ~	新宿駅の所要時分	約59分	約44分(約15分短縮)
大和駅 ~	渋谷駅の所要時分	約58分	約47分(約11分短縮)

以上

(ご参考) 都市鉄道等利便増進法の概要について

都市鉄道の既存ストックを有効活用して行う、速達性の向上および駅施設の利用円滑化を対象とした新たな鉄道整備手法を定めた法制度。営業主体(鉄道事業者など)と整備主体(第3セクターなど公的主体)を分離する、いわゆる上下分離方式が採用されています。この制度においては、整備主体が国と地方公共団体の補助を受け、残りの事業費を資金調達して施設整備を行い、営業主体は運行により得られる受益相当額を施設使用料として整備主体へ支払うことになっています。

同法に定められた手続きにしたがい、国土交通大臣による構想認定を受けた場合には、認定構想事業者として、速達性向上計画を作成・提出することになります。同計画の大臣認定をもって、鉄道事業法における事業許可を受けたものとみなされます。